

伊達市原油価格・物価高騰対策支援金 Q & A (よくある質問) 10月12日現在

質問	回答			
Q1. 従業員名簿の様式は決まっていますか？	従業員数がわかるものであれば様式は問いません。ただし、アルバイト従業員等が含まれている場合は、要領をご確認の上、「常時使用する従業員」に該当するかの有無を記載してください。			
Q2. 常時使用する従業員とは？	伊達市原油価格・物価高騰対策支援金 実施要領の第4条第2項をご確認ください。 https://www.date-cci.or.jp/wp-content/uploads/info220930002.pdf			
Q3. 中小企業者と小規模企業者の違いは？	中小企業基本法の定義を基に判断しております。詳しくは下の表を参考にしてください。			
業種	中小企業者 (下記のいずれかを満たすこと)		小規模企業者	
	資本金の額又は出資の総額	常時使用する従業員の数	常時使用する従業員の数	
	①製造業、建設業、運輸業 その他の業種(②～④を除く)	3億円以下	300人以下	20人以下
	②卸売業	1億円以下	100人以下	5人以下
	③サービス業	5,000万円以下	100人以下	5人以下
④小売業	5,000万円以下	50人以下	5人以下	
Q4. 社会福祉法人ですが対象になりますか？	<p>今回の支援金については、中小企業基本法に定められている中小企業者、小規模企業者を対象にしております。したがって、社会福祉法人、医療法人、特定非営利活動法人等は該当しません。詳しくは下記のQ6をご参照ください。</p> <p>今回の支援金については、中小企業基本法に定められた中小企業者を対象としていますが、今回、広く事業者を支援するため、社会福祉法人や医療法人等も対象となります。 詳しくは実行委員会へお問い合わせください。 (令和4年10月5日改正)</p>			

伊達市原油価格・物価高騰対策支援金 Q & A (よくある質問) 10月12日現在

質問	回答
<p>Q5. 道内事業者等事業継続緊急支援金を受給した場合、伊達市の支援金は受給できないのですか？</p>	<p>受給することは可能です。</p>
<p>Q6. 市内に事業所があることがわかる書類とはどういうものですか？</p>	<p>帳簿書類など市内にある事業所の営業実態がわかるものであれば、形式は問いません。</p>
<p>Q7. 創業後間もないため、確定申告書を提出できない場合はどうしたら良いですか？</p>	<p>令和4年9月1日以前に実際に事業を開始していたことが確認できる書類を用意してください。 例) 営業許可証、店舗の写真、開業届等</p>
<p>Q8. 法人成りして間もないため、法人の確定申告書が提出できない場合はどうしたら良いですか？</p>	<p>法人成り後、確定申告時期を迎えておらず確定申告書がない場合は、個人事業者としての令和3年分の確定申告書を提出してください。</p>
<p>Q9. 市内に3店舗以上あるが、その場合、全ての店舗の確認書類が必要ですか？</p>	<p>2店舗以上実在する場合は、申請書に記載した店舗分のみ提出してください。</p>
<p>Q10. 継続支援関係とはなんですか？</p>	<p>伊達商工会議所会員(特別会員を含む)のことをいいます。 ※伊達商工会議所以外の組合等(伊達青色申告会や伊達飲食店組合、法人会など)のみに入会されている方は伊達商工会議所の会員ではございませんのでご注意ください。</p>